

# 訪問看護/介護予防訪問看護

## (提携型)定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

### 重 要 事 項

〈令和8年1月現在〉

#### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 三世会
事務所の所在地	佐久市大字岩村田802番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 金澤 政之
電話番号	0267-68-1129
FAX	0267-66-1912

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション岩村田
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	2061790040
管理者の氏名	大塚 容子
通常の事業の実施地域	佐久市（臼田・望月地区を除く）

#### 3. 事業方針

①住み慣れた地域で、また家庭で、安心して毎日の生活が送られるようにお手伝いします。
②利用者とご家族の人権を尊重し、支援します。
③利用者の心身の特性を踏まえ、日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。
④事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師（以下「訪問看護職員」といいます）がお宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者・家族の療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

\*ただし祝日、8月15日16日、12月30日～1月3日までを除く

\*24時間連絡が取れる体制をとっています

## 6. 利用料

\* 利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

### (1) 介護保険 (表記料金は負担割合 1割の場合)

対象：介護認定を受けている方

#### 【基本利用料】

##### ① 訪問看護・介護予防訪問看護 \*准看護師訪問時は利用料の 10%減額

サービスの内容	1回あたりの所要時間	要介護	要支援
訪問看護 I 1	20分未満	314円	303円
訪問看護 I 2	20分以上30分未満	471円	451円
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	823円	794円
訪問看護 I 4	1時間以上1時間半未満	1,128円	1,090円

\* 介護保険は交通費不要 ただし、佐久市以外の方は1回200円頂きます

##### ② 連携型定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 (要支援の方は対象外)

当ステーションと連携する定期巡回・随时対応訪問介護を利用されている方が利用可能

	基本月額利用料	*准看護師の訪問は所定額減算あり
要介護 1～4	2,961円 + 50円(サービス提供体制加算)	
要介護 5	3,754円 + 50円(サービス提供体制加算)	

\*下記事項は定められた額を日割りよって減算

- ①月途中からの利用開始、月途中での利用中止の場合
- ②通所系サービス、短期入所系サービス利用時の場合

#### 【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、必要に応じて緊急時訪問を行うことができる	600円/月
夜間・早朝 深夜加算	夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）	上記基本利用料の25%
	深夜（22時～翌朝6時）	上記基本利用料の50%
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合	300円
初回加算（I）	退院した当日に訪問した場合	350円
初回加算（II）	退院した翌日以降に訪問した場合	300円
退院時共同指導加算	病院・施設の退院・退所にあたり、関係機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行う。特別管理加算の対象利用者は2回まで算定可能	600円
特別管理加算 I	特別な管理（在宅酸素・留置カテーテルなど）を必要とする利用者 詳細は医療保険参照	500円/月

特別管理加算Ⅱ	特別な管理（在宅酸素・留置カテーテルなど）を必要とする利用者 詳細は医療保険参照	250円/月
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2,500円
看護体制強化加算 I・II（介護）	当該加算の要件を満たす場合	I 550円/月 II 250円/月
看護体制強化加算（予防）	当該加算の要件を満たす場合	100円/月
口腔連携強化加算	当該加算の要件を満たす場合	50円/回
サービス提供体制強化加算 I・II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 I 勤続7年以上の者が30%以上 II 勤続3年以上の者が30%以上	I 6円（1回につき） II 3円（1回につき）
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254円
複数名訪問加算Ⅱ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402円

## （2）医療保険 （表記料金は負担割合1割）

対象：厚生労働大臣が定める疾患等・特別指示書期間にある方

### 【基本部分】

		サービス内容	利用料
訪問看護 基本療養 費	I	(1)週3回目まで（准看護師の場合50円減額）	555円/日
		(2)週4回目以降（准看護師の場合50円減額）	655円/日
	II 同一建物で 同一日に複 数人の訪問	2名の利用者	Iと同じ
		3名以上 (1)週3回目まで（准看護師25円減額）	278円/日
		(2)週4回目以降（准看護師25円減額）	328円/日
	III 入院中の外泊 時の訪問看護	訪問看護管理療養費は算定できない 外泊の日数にかかわらず入院中1回（厚生労働大臣が定める疾患・状態の対象者は2回）算定	850円
訪問看護管理療養費		(1)月の初回の訪問日	767円
		(2)2回目以降訪問日	300円/日

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料
24時間対応加算	※介護保険、緊急時訪問看護加算の要件参照	680円/月
特別管理加算Ⅰ	・在宅悪性腫瘍等患者指導管理または、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるもの ・気管カニューレまたは、留置カテーテルを使用している状態にあるもの	500円/月

特別管理加算Ⅱ	・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態・人工肛門又は人口膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250円/月
緊急訪問看護加算 (月14日目まで)	利用者又は家族等の求めに応じて主治医の指示に基づき、訪問看護を実施した場合に算定	265円/日
緊急訪問看護加算 (月15日目以降)	利用者又は家族等の求めに応じて主治医の指示に基づき、訪問看護を実施した場合に算定	200円/日
難病等 複数回訪問看護加算 ※同一建物内に同一日に同加算者が3名以上いる場合減算あり	末期の悪性腫瘍・特定疾患等、厚生労働大臣が定める疾病がある場合、又は特別訪問看護指示書の交付があった場合  (1) 1日に2回の訪問  (2) 1日に3回以上の訪問	450円/日  800円/日
長時間訪問加算	1回の訪問看護が90分を超える場合 特別訪問看護指示書、特別管理加算対象者	520円/週
複数名訪問看護加算	末期の悪性腫瘍、難病、特別な管理を要する患者等、1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合  (1) 看護師等と行う場合  (2) 准看護師と行う場合	450円/週  380円/週
ターミナルケア 療養費1	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ利用者及びその家族等に対して説明の上、ターミナルケアを行った場合	2,500円
ターミナルケア 療養費2	「看取り看護加算」を算定する施設にて、ターミナルケア療養費1同様のケアを行った場合に算定	1,000円
退院時共同指導加算	病院・施設の退院・退所にあたり、関係機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合	800円
退院支援指導加算	退院当日に①指導時間が90分を超えた場合。②複数回の指導合計時間が90分を超えた場合。退院翌日以降に初日の訪問看護が行われた際に算定。ただし退院翌日以降の初回の訪問が行われる前に死亡あるいは再入院した場合、その日に算定 ※・特掲診察料の施設基準等別表8に掲げる者 ・特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る特定訪問看護を受けている者	600円  ※のみ  840円
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要なものに対して、退院時共同指導を行った場合に追加して加算される	200円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により利用者の診療情報を取得した場合	50円
夜間・早朝	早朝(6~8時) 夜間(18~22時)	210円
深夜訪問加算	深夜(22~6時)	420円

### (3) 自費

交通費 (事業所から片道)	1 km毎	50円
死後の処置料（処置材料費別途）		8,000円

### (4) キャンセル料

ご連絡のない、急なキャンセルの場合は、キャンセル料が発生します。

### (5) 支払い方法

金澤病院受付窓口

## 7. 個人情報保護に関する方針

当事業所は、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために、方針を定めて実施します

- (1) 個人情報は適な取得に努めます。
- (2) 個人情報の管理体制を整備します。万が一、漏えい、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- (3) 従業員への個人情報保護に関する教育を徹底します。
- (4) 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。
- (5) 個人情報を第三者に提供する際は、予めご利用者または代理人の同意を得ます。

## 8. 緊急時・事故発生時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変・事故の発生など、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに当該利用者ご家族に連絡をし、また、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。

以下の手順で対応

### I 緊急度・治療の必要度を判断する

- ① 生命の危機 ② 入院治療 ③ 往診・外来受診 ④ 経過観察

判断が難しい時は、主治医または連携医師または管理者に相談

### II 主治医などに報告

- ・ 主治医または連携医師と管理者に連絡・状況説明
- ・ 医師の指示を受ける

### III 利用者への必要な対応を行う

入院の手配 外来受診の手配

- ・ 入院・外来受診先の指示受け
- ・ 移送手段の選択
- ・ 必要物品の準備
- ・ (必要時) 同乗・同行

### IV その後の連絡・対応を行う

## 9. 苦情相談窓口

サービスに関する相談・苦情等については、当事業所の管理者・山浦 が対応しています。

なお、当事業所以外に各市町村の介護保険相談・苦情窓口は下記でもできます。

佐久市 介護保険課・高齢者対策課 Tel 62-2111

岩村田・東地域包括支援センター Tel 67-6910

長野県国民健康保険団体連合 Tel 026-238-1580

小諸市 Tel 0267-22-1700

御代田町 Tel 0267-32-1100

※ 金沢病院居宅介護支援事業所にも、**介護保険：苦情受付ポスト**が設置されています。

## 10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 訪問看護の提供にあたり、佐久市が保有する資料（主治医意見書、受給者台帳等に記載されている情報等）の提供を受ける場合は、事前に利用者または家族の同意をえます。
- (4) 交通事情や、やむをえない事情により、予定時刻に誤差が生じる場合や、時間の変更をお願いする場合があるかもしれません。また緊急時訪問看護加算を実施している事業所のため、訪問時に緊急の電話に対し対応させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (5) 入院などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。
- (6) 感染防止のため、訪問時には手洗いをお借りします。また必要時には使い捨て手袋・マスクの使用、入浴介助時には長靴を着用させていただきます。
- (7) ケア・処置の必要物品（手袋・ガーゼなど）は利用者様に準備していただきます。

## 11. 事業所の職員体制

管理者・看護師（兼務）	大塚 容子
看護師（常勤）	中山 美保子
	植田 典子